

令和8年10月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

スピーカー（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち開放式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件） 1件
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
（うち電気シェーバー3件、スピーカー（充電式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 19件
（うちリチウム電池内蔵充電器7件、電動アシスト自転車1件、
電気掃除機（充電式、スティック型）1件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1件、
バッテリー（リチウムイオン、ファン付衣類用）2件、電気こんろ1件、
携帯電話機（スマートフォン）1件、電気ケトル1件、エアコン（可搬型）1件、
照明器具（充電式）1件、電気冷蔵庫1件、タブレット端末1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。（管理番号：A202400793、A202400895、A202400950を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アンカー・ジャパン株式会社が輸入したスピーカー（充電式）について （管理番号：A202600846）

①事故事象について

事務所でアンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したスピーカー（充電式）を使用中、異音とともに当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、セル製造を委託しているサプライヤーの製造工程において特定時期に異物が混入している可能性がある製品が国内において出荷され、使用に伴い電池セルの内部短絡が発生し、火災に至る可能性が判明したことから、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和 7 年）10 月 21 日にウェブサイトへの情報掲載、プレスリリースの配信・公開、メールマガジン配信及びDMでの周知を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202600846）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、色、JAN（EAN）コード、型番、販売期間、対象台数

製品名	色	JAN (EAN) コード	型番	販売期間	対象台数
Soundcore Motion X600	スペース グレー	4571411209314	A3130011	2023 年 4 月 24 日	11,200
	ブルー	4571411209987	A3130031	～	
	レッド	4571411209994	A3130061	2025 年 10 月 21 日	

2025 年（令和 7 年）10 月 21 日からリコール（回収・交換）を実施

回収率：48.7%（2026 年 10 月 29 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2023 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	2	火災
2025年度	0	—
2024年度	0	—
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202600846）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

外観



確認方法



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 受付窓口

電話番号：0120-775-171

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を含む）

ウェブサイト：<https://corp.ankerjapan.com/posts/579>

※オンライン受付フォーム（24 時間）

<http://ankerjapan.com/pages/202510-support>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、松本、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600838	令和8年9月22日	令和8年10月26日	開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	YS546(株式会社ノーリツブランド:型式GQ-531W)	株式会社ハーマン(株式会社ノーリツブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	令和8年10月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月21日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400793	令和6年10月18日	令和6年10月31日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、水等の液体を用いる環境下において使用されるものであるところ、USBコネクタ部への液体浸入防止対策が十分に機能しなかったため、コネクタ部周辺に付着した液体が、使用に伴い端子部に浸入した状態で充電された際、充電中に端子部でトラッキング現象が生じて異常発熱し、溶融、焼損したものと推定される。	神奈川県	令和6年11月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400895	令和6年11月21日	令和6年12月3日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、水等の液体を用いる環境下において使用されるものであるところ、USBコネクタ部への液体浸入防止対策が十分に機能しなかったため、コネクタ部周辺に付着した液体が、使用に伴い端子部に浸入した状態で充電された際、充電中に端子部でトラッキング現象が生じて異常発熱し、溶融、焼損したものと推定される。	栃木県	令和6年12月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400950	令和6年11月26日	令和6年12月19日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル一体型ACアダプターを接続して充電中、当該製品及びUSBケーブルの接続部を熔融する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、水等の液体を用いる環境下において使用されるものであるところ、USBコネクタ部への液体浸入防止対策が十分に機能しなかったため、コネクタ部周辺に付着した液体が、使用に伴い端子部に浸入した状態で充電された際、充電中に端子部でトラッキング現象が生じて異常発熱し、熔融、焼損したものと推定される。	東京都	令和6年12月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202600846	令和8年9月22日	令和8年10月28日	スピーカー(充電式)	A3130	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を使用中、異音とともに当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月21日 令和7年10月21日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:48.7%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600832	令和8年4月21日	令和8年10月26日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和8年5月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月16日
A202600833	令和8年9月13日	令和8年10月26日	リチウム電池内蔵充電器	火災	空港施設で当該製品を充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和8年10月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月14日
A202600834	令和8年10月13日	令和8年10月26日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202600835	令和8年9月9日	令和8年10月26日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月22日
A202600836	令和8年10月18日	令和8年10月26日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600837	令和8年9月30日	令和8年10月26日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月16日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600839	令和7年5月22日	令和8年10月27日	バッテリー(リチウムイオン、ファン付衣類用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年10月 21日
A202600840	令和8年9月30日	令和8年10月27日	電気こんろ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用 状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から25年以上 経過した製品 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年10月 16日
A202600841	令和8年9月23日	令和8年10月27日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	車両内で当該製品をリュックサックに入れていたところ、発煙に気 付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生して いた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因 を調査中。	新潟県	令和8年10月8日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年10月 15日
A202600842	令和8年9月21日	令和8年10月27日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	駅のホームで当該製品を鞆に入れていたところ、発煙に気付き 確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調 査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年10月 20日
A202600843	令和8年9月14日	令和8年10月27日	バッテリー(リチウムイオン、ファン付衣類用)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該 製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年10月 22日
A202600844	令和8年10月12日	令和8年10月27日	携帯電話機(スマー トフォン)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600845	令和8年9月15日	令和8年10月27日	電気ケトル	火災	商業施設で当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当 該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を 含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年10月 19日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600847	令和8年9月23日	令和8年10月28日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電しながら、当該製品で携帯電話機を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202600848	令和8年9月13日	令和8年10月28日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和8年10月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月23日
A202600849	令和8年10月 ※不明	令和8年10月28日	エアコン(可搬型)	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202600850	令和8年7月1日	令和8年10月28日	照明器具(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和8年8月6日に消費者安全法の重大事故等(照明器具(投光器、充電式))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202600851	令和8年10月19日	令和8年10月28日	電気冷蔵庫	火災	異臭が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202600852	令和8年10月3日	令和8年10月28日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年10月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし